

国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細書

国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細書				事業年度	・ ・ ・ ・	法人名				
国外事業所等の名称		1		所在地		3				
国名又は地域名		2		主たる事業		4				
銀行等以外の内国法人に係る国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細										
資本配賦原則法	総資産の帳簿価額の平均残高		5	円	リスク資産資本比率基準法	国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額		15	円	
	総負債の帳簿価額の平均残高		6			名称		16		
	国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額		7			本主事の店た務所又ははる所在	国名又は地域名		17	
	総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額		8				所在地		18	
	国外事業所等帰属資本相当額 $((5)-(6)) \times \frac{(7)}{(8)}$ (マイナスの場合は0)		9			主たる事業		19		
						比較対象事業年度		20	・ ・	
						比較対象事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている純資産の額		21	円	
						比較対象事業年度終了の時の総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額		22		
						リスク資産資本比率 $\frac{(21)}{(22)}$		23	%	
						国外事業所等帰属資本相当額 $(15) \times (23)$		24	円	
資本配賦簡便法	総資産の帳簿価額の平均残高		10		簿価資産資本比率基準法	国外事業所等に帰せられる資産の帳簿価額の平均残高		25		
	総負債の帳簿価額の平均残高		11			名称		26		
	事業年度終了の時の国外事業所等に帰せられる資産の帳簿価額		12			本主事の店た務所又ははる所在	国名又は地域名		27	
	事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額		13				所在地		28	
	国外事業所等帰属資本相当額 $((10)-(11)) \times \frac{(12)}{(13)}$ (マイナスの場合は0)		14			主たる事業		29		
						比較対象事業年度		30	・ ・	
						比較対象事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている純資産の額		31	円	
						比較対象事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の額		32		
						簿価資産資本比率 $\frac{(31)}{(32)}$		33	%	
						国外事業所等帰属資本相当額 $(25) \times (33)$		34	円	
銀行等である内国法人に係る国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細										
規制資本配賦法	規制上の自己資本の額		35	円	リスク資産規制資本比率基準法	国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額		45	円	
	国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額		36			名称		46		
	総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額		37			本主事の店た務所又ははる所在	国名又は地域名		47	
	国外事業所等帰属資本相当額 $(35) \times \frac{(36)}{(37)}$		38				所在地		48	
	危険勘案の国外事業所等帰属資本相当額を特例により算出した額	信用リスク額		39			主たる事業		49	
		(39)のうち貸出債権リスク額		40			比較対象事業年度		50	・ ・
		$\frac{(39)}{(37)}$		41		%	比較対象事業年度終了の時の規制上の自己資本の額		51	円
		$\frac{(40)}{(39)}$		42			比較対象事業年度終了の時の総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額		52	
		国外事業所等に帰せられる貸出債権リスク額 $(41) > 80\% \text{ かつ } (42) > 50\% \text{ である場合 } (35) \times \frac{(43)}{(40)}$		43		円	リスク資産規制資本比率 $\frac{(51)}{(52)}$		53	%
			44			国外事業所等帰属資本相当額 $(45) \times (53)$		54	円	

別表六(二)付表三

令七・四・一以後終了事業年度分